

# 混成競技審判長

## 1 任務

混成競技審判長は必要に応じて1名以上任命され（規則第125条1）、以下の任務を負う。

### (1) 監視責任

混成競技が競技規則によって正しく行われているかどうかを監視し、その結果について責任を負う（規則第125条2）。また、混成競技の運営の管轄、個々の種目についての運営も管轄しなければならない（規則第125条8）。

### (2) 技術的な問題の処理

競技中に起こったすべての技術的な問題（規則に違反したかどうかの問題を含めて）について、適切に処理し決定する（規則第125条2,4）。

### (3) 規則にない事項

競技規則や競技注意事項に明らかに規定されていない事項についても、的確に処理し決定する（規則第125条2,4）。

### (4) 成績の点検

各種目の終了後、その成績表を点検し、署名して記録・情報処理員に渡す（規則第125条3）。

### (5) 異議・抗議

最終結果について、競技者または代理人から異議・抗議があった場合は、速やかに裁定する（規則第125条4）。

## 2 権限

混成競技審判長は、競技規則第125条、第200条の規則により、以下の権限を有する。

### (1) 警告と除外

不適当な行為をした競技者に警告を与えたり、当該競技から除外する権限を持つ。警告は黄色のカード、除外は赤のカードを示すことによって競技者に知らせる。警告や除外の事実は記録用紙に記入する（規則第125条5）。

### (2) レースの無効

審判長の考えで、再レースをする方が正しいという事態が競技会で起こったときには、そのレースの順位を無効にすることができる権限をもつ（規則第125条7）。

### (3) 種目間の時間

一つの種目の終了時からつぎの種目の開始時までの間に、可能な時はいつでもすべての競技者が最小限30分の時間をとれるようにしなければならない。できれば、1日目の最終種目終了時刻と2日目の最初の種目の開始時刻との間は、少なくとも10時間の間隔をあけるようにする（規則第200条6）。

### (4) 組またはグループの編成

国内ルールでは、最終種目を例外として、各種目の組み合わせ（組またはグループの編成）は主催者が競技者の成績で決め、プログラムに記載することを原則とする（規則第200条7〔国内〕）。

最終種目における組合せは最終組に、それまでの得点上位者が含まれるように編成する。

いずれも主催者または混成競技審判長は必要と思う時は、組の再編成をする権限を有する（規則第200条7）。

## 3 実施要領

### (1) 競技開始前

- ① プログラムに記載されている競技注意事項および申し合わせ事項を確認し、競技運営が円滑に行われるように準備する。
- ② 競技場所と使用機器・器具の準備状況を点検し、落ち度のないように整えさせる。支障がある場合には、総務・技術総務と連絡をとり、競技開始前に処理させるようにする。
- ③ 他の審判長（トラック・フィールドなど）と役割について十分に打ち合わせしておくことが望ましい。

### (2) 競技中

- ① トラック種目においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする（規則第162条7、第200条9(c)）。

出発係の手続きについては、「スタート時における不適切行為および不正スタートが発生した場合の対処行動について」（P282）を参照しておこなう。

- ② フィールド種目について、走幅跳と投てきの各種目では、各競技者は3回だけの試技が許される（規則第200条9(a)）。試技時間については、以下のとおりである（規則第180条18）。

残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他
4人以上	1分	1分	1分
2人～3人	1分30秒	2分	1分
1人または連続試技※	2分	3分	2分

※ 残っている競技者数に関係なく適用し、走高跳・棒高跳では高さが変わった場合にも適用する。

### 混成競技で2ピットを使用するときの試技時間

混成競技の出場者が多いとき、走幅跳・走高跳・棒高跳では2ピットを使用して競技時間の短縮を図るべきである。

走高跳と棒高跳においては、競技力の差によって「低いバーから始める組」と「高いバーから始める組」の、できるだけ人数に片寄りがない2グループを編成するのが効率的である。

2グループはそれぞれ独立しており、競技者に許される試技時間は平等でなければならない。したがって、「低い組」であっても、残った競技者数が2～3人になった場合には走高跳で1分30秒、棒高跳で2分の試技時間を与えなければならない。1人になった場合は走高跳では2分、棒高跳では3分を与える。

- ③ 走高跳・棒高跳のバーの上げ方については、規則第181条4(a)(b)は適用しない。また、同成績のジャンプオフに関する条項（規則第181条9）は適用しない。
- ④ 得点について、現行のIAAF混成競技採点表による得点は各種目の得点とそれまでの合計得点を各種目の終了後、競技者に発表しなければならない。競技者は獲得した総得点によって順位を付けられるものとする（規則第200条11）。
- (3) 競技終了後
- ① 総得点と同じ場合、2人以上の競技者の総得点と同じ場合は、

同成績かどうかを決定する手順は次のようになる（規則第200条12）。

- (a) 同得点の他の競技者よりも多くの得点をとった種目の多い競技者を上位の順位とする。
  - (b) 第200条12(a)の適用でも条件が変わらない場合は、各種目のどれか1種目で最高得点（同得点者間比較）を取った競技者を上位の順位とする。
  - (c) 第200条12(b)の適用でも条件が変わらない場合は、2番目の種目、3番目の種目と順に種目を下げていき、最高得点（同得点者間比較）を取った競技者を上位の順位とする。
  - (d) 上記第200条12(c)を適用しても競技者に差がつかない場合は、同成績と決定される。
- ② 混成競技における各種目の記録と得点、ならびに総得点が公認されるためには、定められた条件のもとで達成されたものでなければならない。

それは、個々の種目の記録が承認されるためには必要な条件のもとで達成されたものでなければならない。例外は風速である。風速を計測する種目においては、つぎに示す条件を満たさなければならない。平均秒速（個々の種目で計測された風速を合計し、これを種目数で割ったもの）は、2mを超えてはならない（規則第260条27）。

## 十種競技の競技結果

- 焦点 ①混成競技の最終順位 ～ 「ナンバー53」と「ナンバー15」  
 ②公認記録と非公認記録 ～ 「ナンバー45」と「ナンバー49」  
 ③棄権した競技者の順位 ～ 「ナンバー31」

順位	ナンバー	100m	L.J.	S.P.	H.J.	400m	110mH	D.T.	P.V.	J.T.	1500m	総得点
1	41	11.20 817 (+1.6)	7.12 842 (+1.0)	12.00 606	1.90 714	49.67 830	16.36 693 (-1.9)	38.97 644	4.20 673	51.55 612	4: 38.98 687	7118
(2)	53	11.29 797 (+0.3)	6.61 723 (+1.4)	10.89 539	1.85 670	50.91 <u>773</u>	15.21 <u>824</u> (+0.8)	37.89 <u>622</u>	4.10 <u>645</u>	53.48 <u>640</u>	4: 56.91 578	6811
(3)	15	11.24 <u>808</u> (+0.3)	6.63 <u>727</u> (+1.4)	11.75 <u>591</u> (-1.9)	1.93 <u>740</u>	51.30 756	15.37 805	31.92 502	4.00 617	47.29 549	4: 34.44 <u>716</u>	6811
4	54	11.26 804 (+0.3)	6.40 675 (+1.8)	10.07 490	1.75 585	51.98 726	15.80 755 (-1.9)	31.06 485	4.00 617	41.50 464	4: 40.50 677	6278
5	45	11.35 784 (+1.6)	6.93 797 (+4.2)	11.87 599	1.93 740	52.56 700	14.66 891 (+0.8)	35.70 578	0.00 0	44.49 508	4: 46.01 643	6240 <u>非公認</u>
6	49	11.05 850 (+0.3)	6.46 688 (+4.6)	11.77 592	1.80 627	49.36 844	15.42 799 (+0.8)	28.16 428	3.80 562	45.78 526	6: 03.70 249	6165 <u>公認</u>
7	86	11.11 836 (+1.6)	6.40 675 (+1.0)	12.16 616	0.00 0	49.87 821	15.81 754 (+0.8)	36.42 592	3.60 509	44.15 503	4: 41.88 669	5975
8	42	11.80 691 (+0.3)	6.05 597 (+3.5)	10.76 531	1.80 627	53.87 645	16.38 693 (+0.8)	29.71 459	4.00 617	49.57 582	5: 06.80 521 +3.0/3= +1.0	5963
	31	11.10 838 (+1.6)	6.34 661 (+1.3)	10.74 530	1.75 585	51.98 726	15.42 799 (-1.9)	DNS				棄権

(注1) 大会記録、選手名、所属などは競技結果から省いてある。

(注2) 「ナンバー45」の走幅跳の2番目(または3番目)の成績が秒速+3.6以下であるならば、3番目の平均秒速が+2.0を超えないので、2番目(または3番目)の成績が公認の総得点として認められる。

## 混成競技における記録の得点換算方法

混成競技は達成された記録をすべて得点に換算し、合計点の高い順番で競技者の順位を決定するが、各記録の得点換算方法は以下の通りである。(2005年1月1日現在：IAAF)

### (1) 換算一般式

トラック種目：得点＝定数 a × [(定数 b - 一秒単位の記録) 累乗定数 c]

(注意) 手動計時による記録については以下の処置を施す

400m未満の場合：0.24秒を加える

400mの場合：0.14秒を加える

400mを超える場合：そのまま一般式に代入する

跳躍種目：得点＝定数 a × [(cm単位の記録 - 一定数 b) 累乗定数 c]

投てき種目：得点＝定数 a × [(m単位の記録 - 一定数 b) 累乗定数 c]

【それぞれの一般式には累乗(冪(べき)計算)が含まれており、やや複雑な計算となるが、いずれの場合も、算出された数値の小数点以下は切り捨てて得点とする。】

### (2) a, b, cの各定数

男子	定数 a	定数 b	累乗定数 c
100m (電気計時)	25.4347	18.00	1.81
200m (電気計時)	5.8425	38.00	1.81
400m (電気計時)	1.53775	82.00	1.81
1,500m		0.03768	480.00
110mH (電気計時)	5.74352	28.50	1.92
走高跳		0.8465	75.00
棒高跳		0.2797	100.00
走幅跳		0.14354	20.00
砲丸投		51.39	1.50
円盤投		12.91	4.00
やり投		10.14	7.00
室内競技			
60m (電気計時)	58.0150	11.50	1.81
1000m		0.08713	305.50
60mH (電気計時)	20.5173	15.50	1.92
女子			
200m (電気計時)	4.99087	42.50	1.81
800m (電気計時)	0.11193	254.00	1.88
100mH (電気計時)	9.23076	26.70	1.835
走高跳		1.84523	75.00
走幅跳		0.188807	210.00
砲丸投		56.0211	1.50
やり投		15.9803	3.80
十種競技			
100m (電気計時)	17.8570	21.0	1.81
400m (電気計時)	1.34285	91.7	1.81
1,500m		0.02883	535
棒高跳		0.44125	100
円盤投		12.3311	3.00
室内競技			
60mH		20.0479	17.00

### (3) 得点換算の具体例

- トラック種目：100mの電気計時記録が11.26秒の場合  
得点＝25.4347 × [(18.00 - 11.26) の1.81乗] = 25.4347 × 31.6136 = 804
- 跳躍種目：走幅跳が6m80の場合  
得点＝0.14354 × [(680 - 220.00) の1.40乗] = 0.14354 × 5343.9325 = 767
- 投てき種目：砲丸投が14m50の場合  
得点＝51.39 × [(14.50 - 1.50) の1.05乗] = 51.39 × 14.7788 = 759

## 混成競技における順位ナンバーカード

男子10種目（高校生＝8種目）女子7種目で行われる混成競技は、走・跳・投の要素を組み合わせ、それぞれの種目で得た記録を得点に換算し、その合計得点で順位を競うものである。そして最終種目には男子1,500m、女子800mの中距離種目が用意されている。

競技会によってはスタート前に「現在のトップは〇〇で何点。それを△△が何点差で追っています。その差☆☆点は時間にして□□秒、距離にすると約〇〇m。逆転も十分ありえます」等と興味を引き付けるアナウンスも多く聞かれるようになってきた。しかし、誰が総合のトップで、誰が2番目なのか、いざ走り出してしまうと集団の中に紛れてしまい、よほど特徴あるユニフォームでも着用していない限り見つけることは容易でない。

そこで考え出されたのが、最終種目のスタート前に、そこまでの総合得点の高い方から「1」「2」「3」と順番を示すナンバーを配布して装着させる方法である。ただし、両面とも変えてしまうと今度は誰が誰だかわからなくなってしまうので、前面だけ順位番号、背面は個々の番号をつけているのが現状のようである。しかしながら競技者からは「後ろに順位があった方がマークしている競技者（自分より順位が上＝数字が小さい）がわかりやすい」という声もある。

この他にも、総合得点順に腰ナンバーを1から順番に振っていくという方法も考えられる。前後でナンバーが変わることの混乱もなく、スタンドから観戦するにはこの方が見やすいかもしれない。この場合はスタートの整列順が内側から成績順となる。

いずれにしても、競技者ナンバーと異なる特別なナンバーを着用する場合には競技注意事項や申し合わせ事項に明記しておくことが必要である。

# 混成競技者係

## 1 任務

混成競技の円滑な進行のために、関係審判員（競技者係、出発係、跳躍審判員、投てき審判員、記録・情報処理員、表彰係等）との連絡調整にあたる。また、故障等で途中棄権する競技者がいるので、競技者の参加状況を常に把握する。

## 2 配置

主任 1

係員 5（誘導係 3、控室係 2）

尚、同日に男女の種目があったり、競技者数によってピットが複数に分かれたりする場合もあるので、適宜配置数や男女の数を工夫する。

## 3 業務内容

### (1) 主任

- ① 主任は混成競技審判長の指示を受け、各係主任と連携を緊密にとり、連絡事項を係員に徹底させることにより、競技が円滑に進行できるようにする。
- ② 競技者が途中で競技を棄権する場合、所定の用紙に必要な事項を記入させ、総務、混成競技審判長、各担当主任に確実に連絡する。
- ③ 各係員の役割分担（誘導、控室係等）を明確にすると共に、常に綿密な連絡がとれるよう指揮する。
- ④ 第1日目、第2日目の第一種目の招集に立ち合い、必要に応じて競技者に注意事項および連絡事項を伝達する。（2種目目以降の招集時間や方法など）
- ⑤ 競技場所にも立ち合い、競技が円滑に進行できるよう、現場審判員と連絡を密にとり、協力する。

### (2) 誘導係

- ① 招集所で招集しない種目の点呼を行い、混成競技控室から各競技場所に誘導し担当審判員に引き継ぐ。
- ② 競技者が現場から離れたり（ケガやトイレ等）する場合、主任に連絡し、付き添う。ケガの場合は速やかに医務室にも連絡

する。

(3) 控室係

- ① 管理については、競技者が落ち着いて休養できるよう環境を整える。競技者以外（コーチや付き添い）が入ることのないようにする。
- ② 成績一覧表を記録情報処理員から受け取り、掲示する。

4 その他

以下の混成競技独特のルールに留意する。

- ・不正スタートのルールについて。
- ・フィールド種目は3回の試技で終了。
- ・フィールド競技の試技時間。（規則180条18を参照）
- ・高さの競技で一人になった際のバーの上げ方について。（規則181条4を参照）
- ・得点が同点になった際の順位の決め方について。（混成競技審判長の欄を参照）
- ・トラック競技での失格、途中棄権、フィールド種目での記録なしなどは次の種目に進むことができる。競技に参加しなかった場合は、次の種目に進むことができない。